

第7次小田原市総合計画 第1期実行計画

行政案 【概要版】

総合計画とは

- 総合計画は、市の未来を描くまちづくりの総合指針であり、市の将来都市像と今後の市政運営の方向性を示す市の最上位計画です。
- 福祉や教育、環境、地域経済など市が実施するすべての分野を対象としています。

本資料は【概要版】です



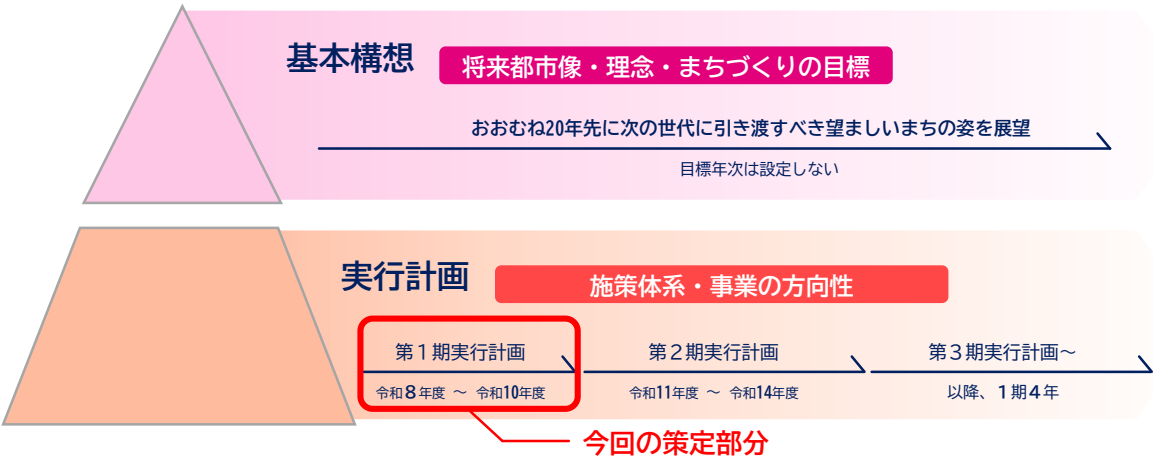
行政案の本編は
市公式ウェブサイトで確認できます

1 策定主旨

- 市民、地域、企業が持つ力を最大限に生かすことや、生活に不可欠な土台を地域圏で連携して整えることで、小田原を持続可能なまちへと発展させていくため、本市のまちづくりにおける今後の戦略やビジョンを明確化し、具体的な取組を体系的にまとめる「第7次小田原市総合計画第1期実行計画」を策定します。

2 計画の構成と計画期間

- 第7次小田原市総合計画は、将来都市像などを示す「基本構想」と、計画期間中に取り組む事業などを具体的に示す「実行計画」の2層構造となっています。
- 基本構想（本編：P10～13）は既に策定済みであることから、今回は令和8年度から開始する第1期実行計画を策定しています。



3 時代の潮流と小田原市の現状

- 計画策定における前提条件を11の視点でまとめています。
- (1) 人口減少と少子高齢化の進行

(2) ライフスタイルの変化と関係人口の可能性

(3) 価値観の多様化と尊重

(4) 経済・産業構造の変化と地域資源の可能性

(5) 環境問題の深刻化と対応

(6) デジタル化の進展

(7) こどもを取り巻く環境の変化と対応

(8) 支え合う地域社会の必要性

(9) 地域コミュニティの現状と機能維持の重要性

(10) まちの老朽化への対応

(11) 行財政改革の必要性

4 市民アンケート調査結果

- 市民意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。
- 調査項目は「小田原市に対するイメージ」や「施策に対する満足度・重要度」、「幸福度に関する内容」などです。

【調査対象】 18歳以上の市民から無作為で抽出された3,000人
【調査期間】 令和7年4月23日（水）から令和7年5月12日（月）
【配布・回収】

配布	回収			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000人	1,505人	1,080人	425人	50.2%

※ 令和6年度にパブリックコメント実施後に内容を確定しているため、基本構想は今回のパブリックコメントの対象外です。

1 時代と社会についての認識

- 人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題群が同時に進行しており、我が国の社会状況は先行きの不透明感が増しています。
- 地方行政を取り巻く環境や人々の生活様式が変化している中で、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。

2 小田原の歩み～可能性と課題～

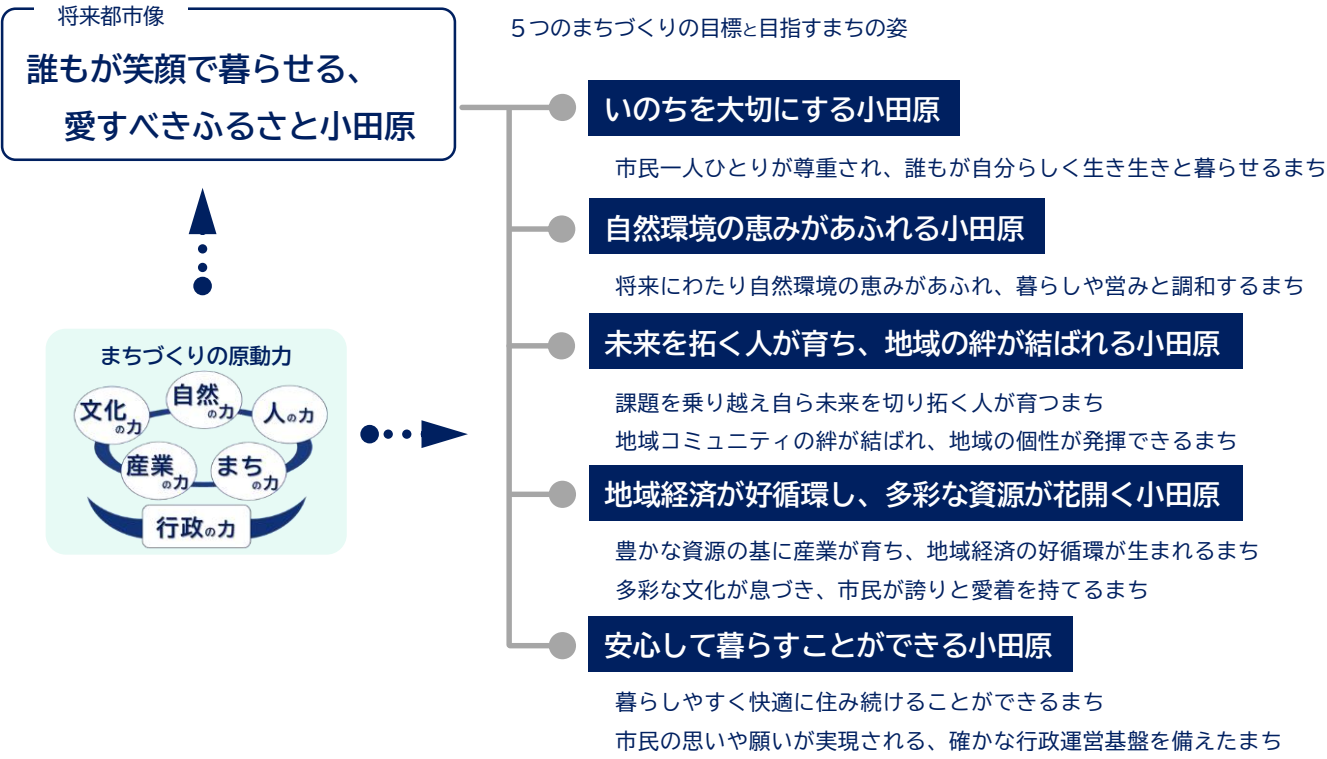
- 地域資源や地理的特性、これまでのまちづくりのノウハウ、市民の力と地域の力、新たな人々の流入など、小田原は様々な要素をつなぎ合わせることで、より豊かなまちとなる可能性を秘めています。

3 まちづくりの理念と将来都市像

- **国全体での人口減少・少子高齢化の進行という変化を正面から受け止め**、地域課題の解決を果たしていくため、目標人口は設定せず、まちが持つ力を高めることで、持続可能なまちを目指します。
- 「自然の力」「人の力」「まちの力」「産業の力」「文化の力」の5つの力をまちづくりの資源とし、これらを高めて**まちづくりの原動力**とします。
- 5つの力を最大限に生かしていくため**「行政の力」が十分に発揮できる体制や、多様な主体が課題解決の取組に参画できる仕組み**を構築します。
- 将来都市像を「**誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原**」とし、その実現に向けて、小田原が持つ力を育て、生かしながら、未来に向けてまちを進化・発展させていきます。

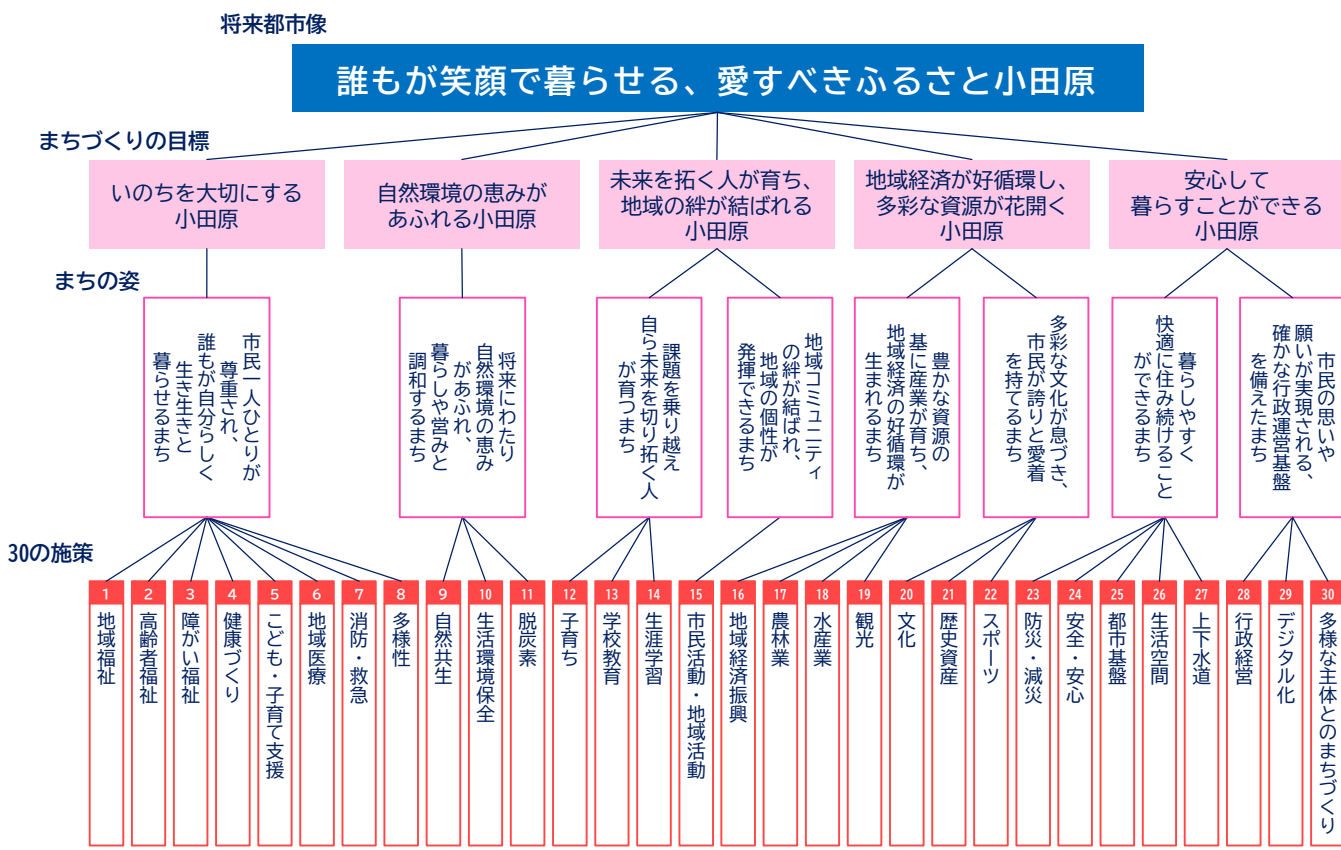
4 まちづくりの目標

- 将来都市像の実現に向けて、5つのまちづくりの目標を定めます。



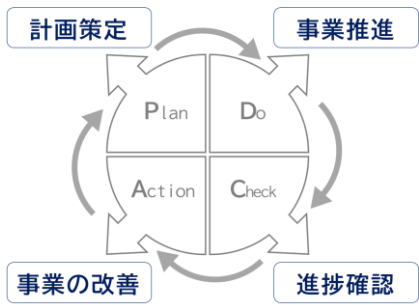
1 実行計画の役割

- 基本構想で定めるまちづくりの目標に基づいて、本市が取り組む市政運営全般の取組を30の施策に整理します。



2 施策や事業の評価による進捗管理

- 市が実施する事業を毎年度評価することで、事業の有効性や妥当性等を点検します。
- 事業の進捗確認の結果を踏まえて、事業の改善・見直しや新たな政策立案（スクラップアンドビルド）の検討など、次年度の予算編成等に連動する改善を通じて、計画全体の質的向上を図ります。
- 「まちづくりの目標」の進捗を測るために、「まちの姿」ごとに重要業績目標達成指標（KGI）を設定します。



3 実行計画の推進における視点

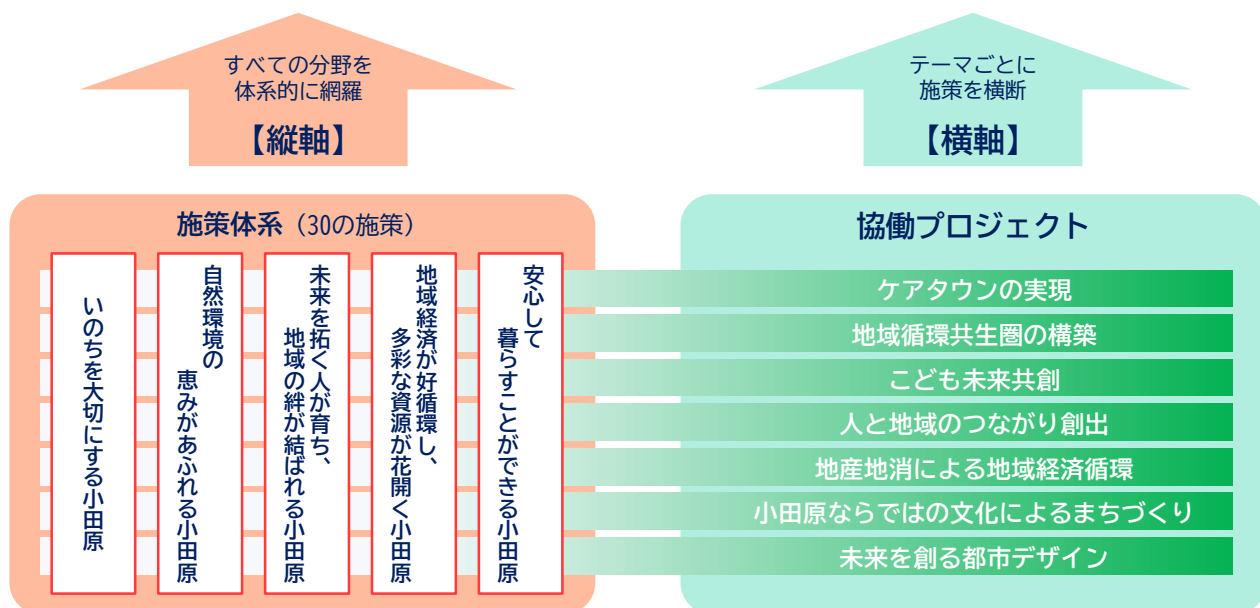
- 厳格な優先順位付けによる事業の見直しや事務の効率化による事業費・人件費の削減など、行政改革と連動して計画を推進します。
- 各施策に関連するSDGsのゴールを示し、総合計画とSDGsの関係性を明確にします。

- 各施策における現状と課題を整理し、「目指す姿」や「成果目標」などを掲げています。
- 各詳細施策では、「3年間で取り組むこと」と「主な取組」を明示しています。

施策	詳細施策
1 地域福祉	1 包括的な相談支援体制の充実, 2 地域福祉活動の支援, 3 セーフティネットの充実
2 高齢者福祉	1 生きがいづくりの促進, 2 高齢者支援・相談体制の充実, 3 介護サービスの提供
3 障がい福祉	1 障がい者支援・相談支援体制の充実, 2 障がい者権利擁護の推進 3 障がい福祉サービスの充実, 4 障がい者社会参加の促進
4 健康づくり	1 保健予防の充実, 2 健康増進, 3 介護予防, 4 食育の推進
5 こども・子育て支援	1 こどもを育てやすい環境の充実, 2 切れ目のない支援体制の推進
6 地域医療	1 地域医療連携の推進, 2 医療体制の充実, 3 小田原市立総合医療センターの健全経営
7 消防・救急	1 消防組織体制の強化, 2 消防・救急対応力の強化, 3 火災予防の推進 4 持続可能な消防団体制の構築
8 多様性	1 人権施策の推進, 2 ジェンダー平等の推進, 3 多文化共生の推進, 4 平和施策の推進
9 自然共生	1 多様な主体による環境課題解決, 2 生物多様性の維持・保全 3 森里川海の保全・活用, 4 緑化の推進
10 生活環境保全	1 ごみの減量化・資源化の推進, 2 ごみの適正処理, 3 美化の推進と衛生環境の保持 4 公害対策の推進
11 脱炭素	1 環境配慮行動の普及, 2 省エネルギー化推進と再生可能エネルギーの地産地消 3 地域脱炭素の推進,
12 子育て	1 こども・若者の活躍推進, 2 幼児教育・保育の質の向上, 3 家庭教育支援の推進
13 学校教育	1 教育活動・支援体制の充実, 2 地域とともにある学校づくり, 3 教育環境の整備 4 健康と食の充実
14 生涯学習	1 市民の学びに対する支援, 2 郷土についての学びの推進, 3 図書館サービスの充実
15 市民活動・地域活動	1 市民活動の支援, 2 地域における課題解決の支援
16 地域経済振興	1 市内事業者の成長促進, 2 多様な手段による働く場の創出, 3 地域産業の振興 4 商店街と中心市街地のにぎわいづくり
17 農林業	1 農業の担い手育成と交流体験の推進, 2 農業生産基盤の整備・保全 3 農業生産・流通の振興, 4 林業・木材産業の振興
18 水産業	1 漁港・漁場の整備, 2 漁業の担い手育成と経営支援 3 水産市場の管理運営と再整備, 4 小田原漁港エリアのにぎわいづくり
19 観光	1 常時誘客の推進, 2 観光コンテンツの充実, 3 回遊の促進
20 文化	1 文化・芸術の振興, 2 文化交流の推進
21 歴史資産	1 小田原城などの整備・活用, 2 文化財の保存・活用, 3 歴史まちづくりの推進
22 スポーツ	1 地域スポーツの振興, 2 スポーツを実施する環境づくり, 3 新たなスポーツ施設の整備
23 防災・減災	1 災害被害軽減化の推進, 2 災害時即応体制の強化, 3 地域防災力の強化 4 危機管理体制の整備
24 安全・安心	1 地域の安全確保, 2 交通安全活動の推進, 3 暮らしの相談と消費者行政の推進
25 都市基盤	1 計画的な土地利用の促進, 2 地域資産を活用したまちづくりの推進 3 市街地整備の促進, 4 公共交通ネットワークの構築
26 生活空間	1 住環境の形成, 2 幹線道路等の整備推進, 3 生活道路の整備と維持管理 4 公園の整備・管理
27 上下水道	1 上下水道施設の整備と維持管理, 2 上下水道事業の健全経営
28 行政経営	1 戦略的投資とコスト最適化, 2 財源確保の徹底, 3 市有資産経営の推進 4 職員の確保・育成・職場環境整備
29 デジタル化	1 行政基盤のDX, 2 デジタル化による市民サービスの向上
30 多様な主体とのまちづくり	1 市民との情報共有, 2 公民連携の推進と関係人口の創出, 3 国県市町村との連携

- 30の施策体系では捉えきれない分野横断的な課題に対して、行政や市民、地域団体、企業など多様な主体が、それぞれの立場や強みを生かしながら共に取り組むアクションを「協働プロジェクト」とします。
- 協働プロジェクトは、**多様な主体と共に未来を創る柔軟で開かれた協働の実践**です。
- 単なる行政主導の事業の枠を超えて、地域社会に関わる人が共に知恵を出し合い、まちづくりの原動力である5つの力を活用しながら実践を積み重ねていきます。
- **施策体系と協働プロジェクトを複層的に推進**し、将来都市像の実現を目指します。

誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原



1 ケアタウンの実現

すべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境などの状況の違いに関わらず、住み慣れた地域で相互に見守り、助け合い、自分らしさを大切にして暮らし、必要なときには確実に支援を受けることができる仕組みを、市民、団体、事業者、行政が相互に連携・協力し合って整えることで、誰一人取り残さない支え合いのまち「ケアタウン」をつくり上げます。

主なアクション

- 地域福祉計画の策定と推進
- つなぎ、つながる相談支援の推進
- 要支援者と地域の関係づくり
- 地域主体の支え合い活動の促進

2 地域循環共生圏の構築

本市の地域資源である森里川海がオールインワンとなった豊かな自然環境を守り育て生かすため、「エネルギーの自給」や「自然環境の保全」を目指した取組を多様な主体と連携しながら進めていきます。

自然環境の恵みを生かしたエネルギーの創出や地域の自然環境にまつわる課題を経済性や社会性を伴う取組により解決していくことで、環境・経済・社会が循環し、地域の活力が最大限に発揮できる地域循環共生圏を構築していきます。

主なアクション

- 環境課題の解決に向けた環境再生プロジェクトの展開
- 次世代に自然環境をつなぐネイチャーポジティブの推進
- 電力地産地消プラットフォームの構築等によるエネルギーの地域自給

3 こども未来共創

次世代を担うすべてのこども・若者一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を尊重し合い、大人や利害関係者から安全・安定・安心が保障され、将来にわたって自分らしく幸せに生きられる社会を、地域全体で創造するとともに、子育て当事者が、地域の多様な主体とつながり合い、様々な活動へ参画できる環境づくりを進めます。

主なアクション

- 子育て支援団体の活動促進、連携強化
- すべてのこどもに優しいまちづくりの推進
- こどもの多様な居場所づくりの推進
- こども・若者の活躍促進

4 人と地域のつながり創出

多様な主体が、福祉や防災などの地域の課題解決に向けた取組を通じて、お互いに関わり合い、支え合う関係を深めるとともに、誰もが参加しやすい開かれたコミュニティを育んでいくため、既存の活動や組織を開くことと、地域住民の認知を高め一步を踏み出しやすくすることの両面から、次世代が関わりやすい環境づくりを実践的に進めていきます。

主なアクション

- 次世代と地域活動との接点（関わりしろ）の創出
- 農と食を介した多世代交流の場のためのエディブル・スクールヤードの展開
- 市民活動団体と多様な主体との協働の促進

5 地産地消による地域経済循環

恵まれた環境の基に産出される農林水産物の付加価値を高めるため、新たな特産品の開発や品質向上の研究などを進めるとともに、市民が地域の恵みを感じ、生産を支援しながら享受できる仕組みを構築します。併せて、歴史に育まれた伝統的な地場産品について、その価値を発信し、需要拡大に取り組めます。

これらにより、市内での生産力確保と来訪者を含めた消費拡大を図り、地域資源を最大限に活用した経済の好循環を目指します。

主なアクション

- 農林水産物の地産地消の推進
- 小田原ならではの地場産品の販路拡大支援・新たな特産品の開発
- 「健やかな食のまち」の推進による「食」の消費拡大

6 小田原ならではの文化によるまちづくり

市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくとともに、まち全体が舞台となり、日常の暮らしに文化が息づくことで、魅力あるまちとなるよう、「小田原ならではの文化によるまちづくり」を推進します。

主なアクション

- 小田原三の丸ホールを軸として、まちなかの様々な場所における文化・芸術に触れる機会の創出
- まち歩きと連携した歴史的建造物などの文化資源の磨き上げと利活用

7 未来を創る都市デザイン

小田原駅周辺で商業ビルの老朽化や建替によるマンション建設が進むなど、まちの更新期を迎えていることや、路線バスが減便・廃止されている現状の中、市民生活において重要となる移動手段の確保など、市民が居住する地域で直面している課題の解決に向けて、様々な手法を検討しながらまちをデザインしていくとともに、どんなまちを未来に残していきたいか、そのためにそれぞれの役割分担の中で何をしていくべきであるのかなど検討を進めていきます。

主なアクション

- 小田原駅周辺地区のまちの再生に係る検討
- 地域交通のリ・デザイン

1 パブリックコメント（9月12日～10月14日）

- 9月12日（金）から10月14日（火）までの期間で、第7次小田原市総合計画第1期実行計画行政案（以下「行政案」という。）に対するパブリックコメント（市民意見）を募集します。
- 提出されたご意見については、総合計画審議会に提示するとともに、計画への反映について検討していきます。

2 総合計画審議会（9月下旬～1月上旬）

- 学識経験者や各種団体の構成員、公募市民などからなる総合計画審議会に対して、行政案を諮問し、答申を得ていきます。
- 総合計画審議会の開催日程や審議内容等については、市ホームページなどでお知らせしていきます。

3 説明会の開催（10月3日、4日）

- 次の日程で説明会を実施します。（申込先着順）

日程	時間	場所	定員
10月3日（金）	午前10時から11時30分まで	マロニエ2階 集会室202	80名
10月4日（土）	午前10時から11時30分まで	UMECO 会議室1～3	80名

4 市民等との対話の場

- 行政案を題材に、審議会など既存の会議体を活用しながら意見交換の場を設定します。
- 対話の場でのご意見については、関係する所管の施策展開や、計画への反映について検討していきます。

≪第7次小田原市総合計画第1期実行計画策定のながれ≫

